相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区新町四丁目一番、最後の住所熊本市中央区新町四丁目一番一八―四〇四号コーポニュータウン

被相続人　亡　永野　修平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十日

熊本県熊本市東区健軍三―五〇―一九菊乃井ビル三階　弁護士法人ひのくに

相続財産管理人　弁護士　吉田　孝充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野九五二九番地、最後の住所鹿児島市錦江台二丁目六番一五号

被相続人　亡　北山　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十日

事務所　鹿児島市郡元一丁目九番一六号

てぃだ司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士

宇都明子ことと　末川　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市与儀一丁目一三六番地、最後の住所沖縄県那覇市与儀一丁目九番一二号

被相続人　亡　嘉数政次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十日

沖縄県糸満市字糸満九八九番地の七四　ハイツ七四、二―A

相続財産管理人　司法書士　大城　理

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年六月十日

一　墳墓等の所在地　沖縄県宜野湾市喜友名一丁目七八五

二　墳墓等の名称　全て不詳

三　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

四　改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市おもろまち二―六―一二　サントピアおもろまち第二―六〇六　比嘉　勇

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十日

東京都台東区浅草橋三丁目二八番一三号

全国道路標識標示業厚生年金基金

代表清算人　西　量正

一　墳墓等の所在地　東京都目黒区中目黒五丁目二三番一七号及び東京都目黒区中目黒五丁目二二番二二号

一　墳墓等の名称　祐天寺第一墓地、第二墓地

一　死亡者の本籍及び氏名

本籍不詳、氏名森重文子・森重みつ・石井三枝（推定）・石井フク（推定）・大谷地ふみ・小川保・小川恒有・小川ミチ　計八名

本籍東京都千代田区神田須田町一丁目一番地一　氏名森重梅柏・森重ヒロ

本籍東京都豊島区巣鴨一丁目一一七一番地　氏名森重シズエ

本籍東京都世田谷区上馬一丁目五五番地　氏名上野泰子

本籍東京都中央区八丁堀一丁目二番地二　氏名上野千代・上野盛太郎

本籍目黒区中目黒三―一〇九五　氏名酒井丑造

本籍不詳、氏名不詳　計三名

一　墳墓等の区画番号及び墓石名

一一二一一〇二〇〇　森重家之墓

一四一一一〇〇　石井家之墓

一四〇五一五〇〇　芳月妙照信女

二〇一二一二〇〇　上野家之墓

一四二一〇九〇〇　小川家之墓

二〇二三〇五〇〇　墓石なし

一　改葬を行おうとする者

東京都目黒区中目黒五丁目二四番五二号

宗教法人祐天寺

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日迄にお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月十日

一　墳墓等所在地　東京都文京区本駒込三―一九―一七

一　墳墓等の名称　吉祥寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　小田一緒、泉田とめ、五日市アヤ、奥田優、増田マツ、木村成一、津田ヨセ、小久保政次、清水尚、富永金太郎、中川はな、土屋寿三、菅原實、丸山貫治、蟲眞幸、手賀榮、三富基充、水落きよ、車田みより、森澤千代子、尾越帰東子、松本三郎、川崎進

一　改葬を行おうとする者　東京都文京区本駒込三―一九―一七　宗教法人吉祥寺　代表役員　岩本　一典

無縁墳墓等改葬公告

墓地の整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月十日

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年6月10日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社スタイルサーチ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―6248号　④株式会社スタイルサーチ　東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号　代表取締役　小島梨揮　⑤本社営業所　東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号　⑥平成21年11月26日　⑧平成28年4月25日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号　株式会社スタイルサーチ　代表清算人　小島梨揮